

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：阿久根市防災マップ)

阿久根市の防災マップによると、市内全域において洪水による浸水被害は想定されていない。阿久根市にはダムが1箇所と、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与える恐れがある防災重点ため池が7箇所ある。ダムが決壊した場合、市街地のほぼ中央を流れている高松川近辺の本町地区と大丸地区では0.5m未満の浸水が予想されており、波留地区においては0.5mから3m未満の浸水が予想されている。

(土砂災害：鹿児島県土砂災害警戒区域等マップ)

鹿児島県土砂災害警戒区域等マップによると、山間部を中心に地滑り(地すべり危険地域、土石流発生危険予測箇所、山腹崩壊危険地区、崩壊土石流出危険地区、急傾斜地崩壊危険箇所)等の土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっているが、小規模事業者は少なく事業への大きな影響はないと考えられる。

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度5弱以上の地震が今後30年間で、平均ケースでは南西山間部で6%から26%未満の確率で発生し、それ以外の6割の地区は26%から100%の確率で発生すると言われている。鹿児島県地震等被害予測調査では、県北西部直下を震源とする地震により阿久根市において最大震度6、甕島列島東方沖の地震に伴う津波により最大津波高4.43mが予想されている。

(その他：阿久根市地域防災計画)

阿久根市では、台風が最も大きな被害をもたらす災害であると考えており、地理的な理由から過去にも多くの台風が襲来してきた。台風による暴風雨や高潮などは、人命、家屋、道路、農作物、水産業に多大な被害をもたらしており、特に薩摩半島に上陸する台風や甕島付近の洋上を北上する台風には注意が必要となる。また、豪雨による被害も大きく、主に6月から7月の梅雨期に集中し、1日の降雨量が100ミリ程度になると洪水や土砂災害が発生しやすくなる。これらの台風や豪雨による被害は6月から10月にかけて集中している。本市既往の災害のうち、平成11年9月24日の台風18号災害、平成18年7月22日から23日にかけての県北部豪雨災害と同程度の規模の災害を想定災害と位置づけている。

(感染症)

新型インフルエンザ等の感染症は、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、今後新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得していない感染症が、全国的かつ急速なまん延により流行した場合、阿久根市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 1,120人 令和5年12月現在
- ・小規模事業者数 1,014人 令和5年12月現在

【内訳】

(令和5年12月現在)

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商工業者	製造業	118	92	市内各地に点在、一部津波などの影響を受ける事業者がある。
	建設業	194	185	市内各地に点在

卸・小売業	289	261	市内に広く分布 中心市街地の事業者は洪水や津波の影響を受けやすい
サービス業	494	453	市内各地に点在 中心市街地の事業者は洪水や津波の影響を受けやすい
そ の 他	25	23	市内各地に点在
合 計	1,120	1,014	

(3) これまでの取組

① 阿久根市の取組

- ・防災計画の策定及び訓練の実施
- ・防災備品の備蓄、防災ガイドマップの作成及び配布

② 当会議所の取組

- ・事業者BCPセミナーの開催、事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・東京海上日動火災保険(株)鹿児島支店及び各損保会社と連携した損害保険への加入促進
- ・防災備品(携帯ラジオ、懐中電灯、ブルーシート等)を備蓄
- ・阿久根市が実施する防災訓練への参加及び協力

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会議所経営指導員等職員が不足している、防災備品の備蓄が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

・地区内の小規模事業者に対し災害や感染症等のリスクを認識させ、事前対策の必要性について周知する。

・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会議所と阿久根市との間に被害情報の報告ルートを構築する。

・当会議所のBCPについて、年1回以上の部内ミーティングを実施し、災害時における復興支援がスムーズに行われるよう、職員のスキルアップ等、支援体制の整備に努める。

・発災後速やかな復興支援が行えるよう、また、感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会議所と阿久根市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・「阿久根市地域防災計画」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入・行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報誌、各ホームページを活用し、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易版を含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等の助言指導を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対して普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス等の感染症は、いつでも発生する可能性があり、感染状況は日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス等の感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

（災害リスクの周知に関する目標）

項 目	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
事業者BCP等策定件数	3件	3件	3件	4件	4件
専門家派遣件数	2件	2件	2件	2件	2件
セミナー開催回数	1回	1回	1回	1回	1回

2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当会議所は、令和2年2月に事業継続計画を作成（別添）。

3) 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や損害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ及び事業の評価

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況を定期的に確認する。
- ・毎年度、阿久根市事業継続力強化支援協議会（構成員：当会議所（法定経営指導員の参画含む）、阿久根市）を年1回（8月）開催し、小規模事業者のBCP取組状況や改善点等について協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価・検証を行う。また、協議会の評価結果は、役員会へフィードバックした上で、事業実施方針等に反映させるとともに、HPや会報（年1回）へ掲載することで、地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

（事業者BCP等の取組状況の確認について）

項 目	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
事業者BCP等の取組状況のフォローアップ目標件数	3件	3件	3件	3件	3件

5) 本計画に係る訓練の実施

- ・自然災害等（震度6弱の地震等）が発生したと仮定し、阿久根市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助を第一に、以下の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後2時間以内に職員の安否報告を行う。

（電話連絡やSNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会議所と阿久根市で共有する。）

- ・市内（地域内）感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。

- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、阿久根市における感染症対策本部設置に基づき当会議所による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会議所と阿久根市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。

- ・職員全員が被災する等により応急対策が取れない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況については、当会議所と阿久根市で1日以内に情報共有する。

(被害の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で「屋根の一部が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で「屋根の一部が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報が無い。

※なお、連絡が取れない地域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会議所と阿久根市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後 ～ 1週間	1日に2回共有する
1週間 ～ 2週間	2日に1回共有する
2週間 ～ 1ヶ月	7日に1回共有する
1ヶ月以降	必要に応じて共有する

- ・必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会議所と阿久根市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会議所は被害状況を県が指定する様式①に記載し、当会議所より県商工政策課へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当会議所と阿久根市が共有した情報を県が指定する方法で当会議所又は阿久根市より県へ報告する。

様式① 鹿児島県 商工労働水産部 商工政策課 団体係 宛て（メールアドレス：dantsi@pref.kagoshima.lg.jp）

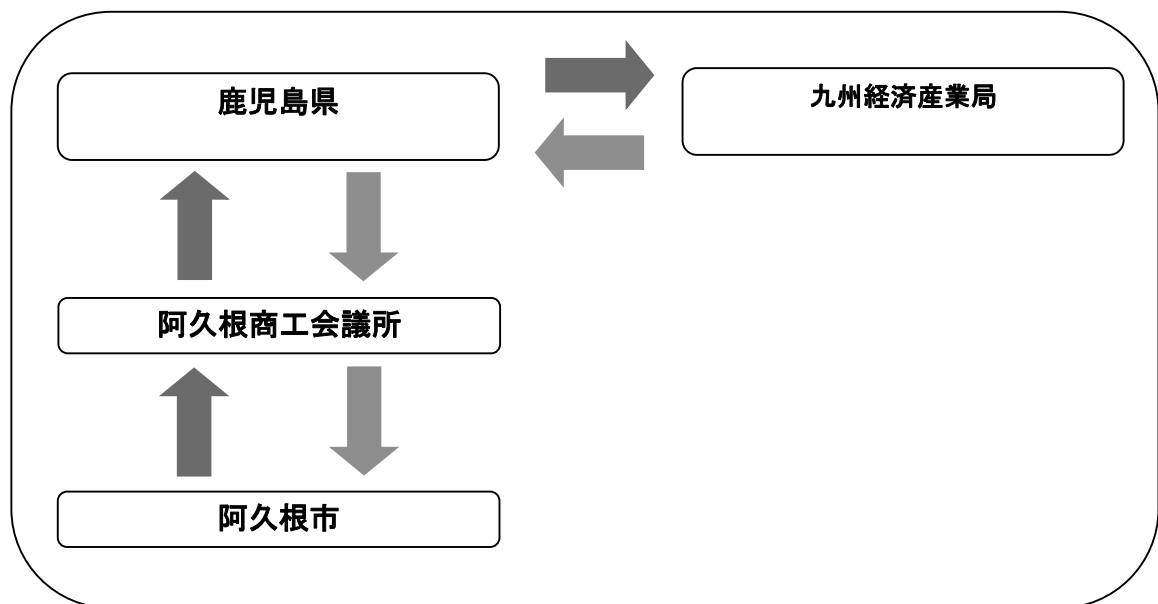
令和〇年〇月〇日の〇〇災害による被害実態調査票

届定者：
電話番号： メールアドレス：

被害合計金額

事業所名	住所	業種 （所任意）	従業員数 （所任意）	被害額 （事業所の被害に 必要な額。 おおよそで可）	（被害額内訳） 単位：千円				被害状況 （所任意） （被害状況がつかめる内容があれば、）
					土地 （地味土砂移動 費・敷地費） （事業用資産に属 否）	建物 （事業用資産に属 する）	機械設備	商品、原材料、 仕掛品等	
1				0					
2				0					
3				0					
4				0					
5				0					
6				0					
7				0					
8				0					
9				0					
10				0					
11				0					
12				0					
13				0					
14				0					
15				0					
16				0					
17				0					
18				0					
19				0					
20				0					

・当会議所と阿久根市が共有した情報を、県が指定する方法（方法）にて当会議所より県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・災害時の相談窓口の開設については、阿久根市と協議の上、安全性が確認された場所において設置する。（当会議所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ巡回やHP等により周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

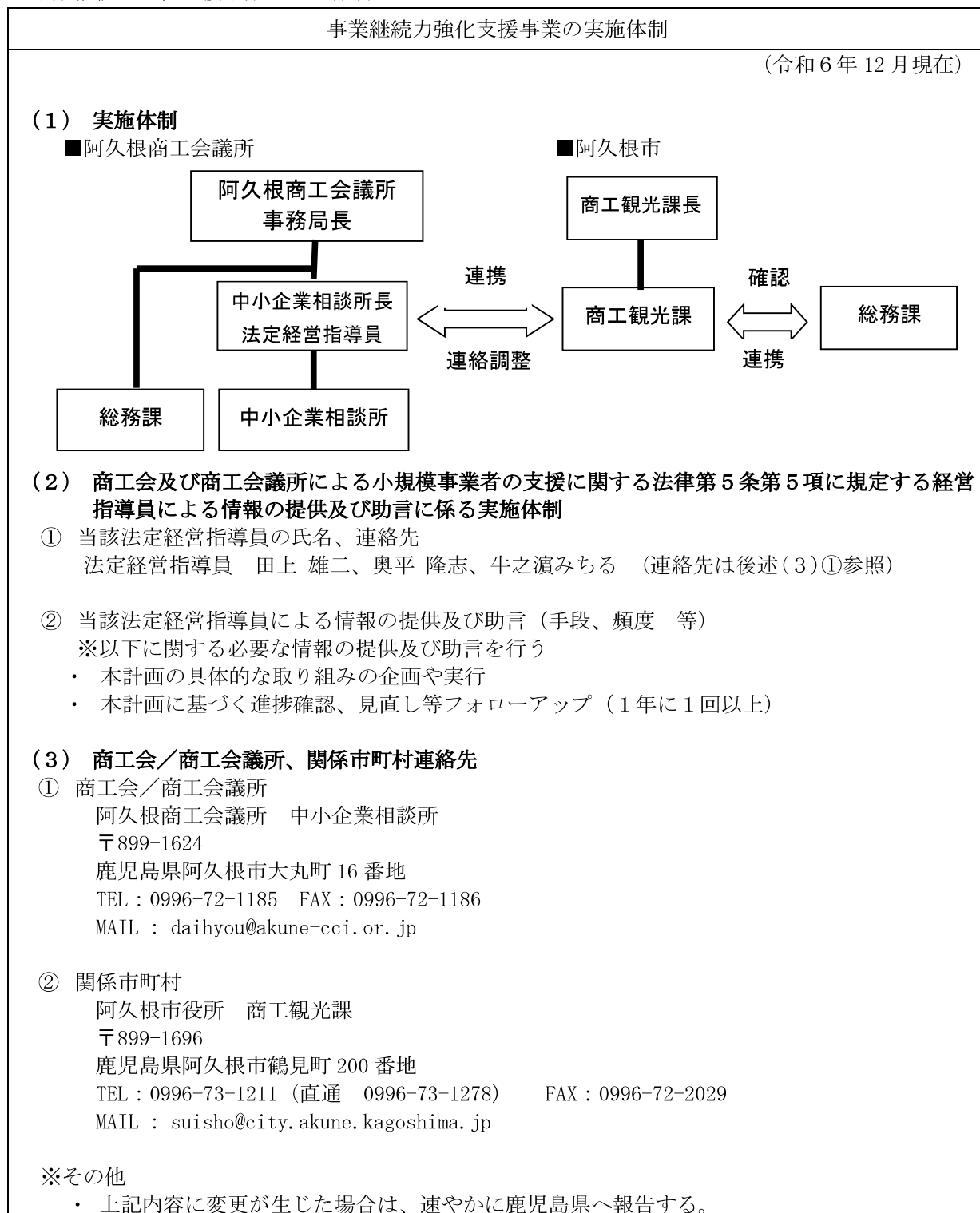
- ・ 県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
・セミナー開催費	100	100	100	100	100
・専門家派遣費	0	0	0	0	0
・協議会運営費	20	20	20	20	20
・チラシ製作費	80	80	80	80	80

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
阿久根商工会議所会費、阿久根市補助金、鹿児島県補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。